

指名委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、当社の指名委員会の権限、構成及び運営等について定めたものである。

(権限)

第2条 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容その他必要な事項を決定する。

(構成)

第3条 1 指名委員会は、取締役会決議により定められた3名以上の取締役（以下、「委員」という。）で構成する。但し、その過半数は、社外取締役でなければならない。

2 指名委員会の委員長（以下、「委員長」という。）は、取締役会の決議により選定する。

(開催)

第4条 指名委員会は、必要に応じて随時開催する。

(招集)

第5条 指名委員会の招集は、委員長が行う。但し、他の委員は、必要と認めるときはいつでも指名委員会を招集することができる。

(招集手続)

第6条 1 指名委員会を招集するには、会日の3日前までに、各委員に対して招集通知を発するものとする。但し、委員の全員の同意があるときは、この期間を短縮することができる。

2 委員全員の同意があるときは、前項の通知を省略することができる。

(議長)

第7条 指名委員会の議長は、委員長がこれを務める。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠席のときは、他の委員の協議により、これを定める

(決議の方法)

- 第8条 1 指名委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって、これを行なう。
- 2 前項の決議につき特別の利害関係を有する指名委員は、議決に加わることができない。

(指名委員以外の者の出席)

- 第9条 1 指名委員会は、必要に応じて、委員以外の者を出席させて、その報告または意見を聞くことができる。
- 2 取締役、執行役又は使用人は、指名委員会の要求があったときは、指名委員会に出席して、指名委員会の求める事項について説明をしなければならない。

(取締役会への報告)

- 第10条 指名委員会が選定する委員は、指名委員会の職務の執行状況を遅滞なく取締役会に報告しなければならない。

(委員会への報告の省略)

- 第11条 取締役、執行役その他の者が、指名委員会に報告すべきとされた事項を、委員の全員に対して通知したときは、当該事項を指名委員会において報告することを要しない。

(議事録)

- 第12条 1 指名委員会の議事については、法令に定めるところに従い、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した指名委員はこれに署名または記名押印しなければならない。
- 2 指名委員以外の取締役も、指名委員会の議事録の閲覧または謄写をすることができる。
- 3 指名委員会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(本規程の改定)

- 第13条 本規程の改定は、法令の範囲内で取締役会の決議によって行う。

(平成25年6月22日施行)